

「福岡市都市計画閲覧システム」で予定地が市街化調整区域でないか確認する方法

【システム掲載場所】

福岡市 HOME > 市政情報・市民参加 > 交通・道路・都市整備 > 都市整備 > 都市計画・都市交通 > 閲覧システムの利用について

※Google 等検索エンジンで「福岡市都市計画閲覧システム」と検索しても OK

下記の利用条件が表示されるので確認し「同意する」をクリックする。

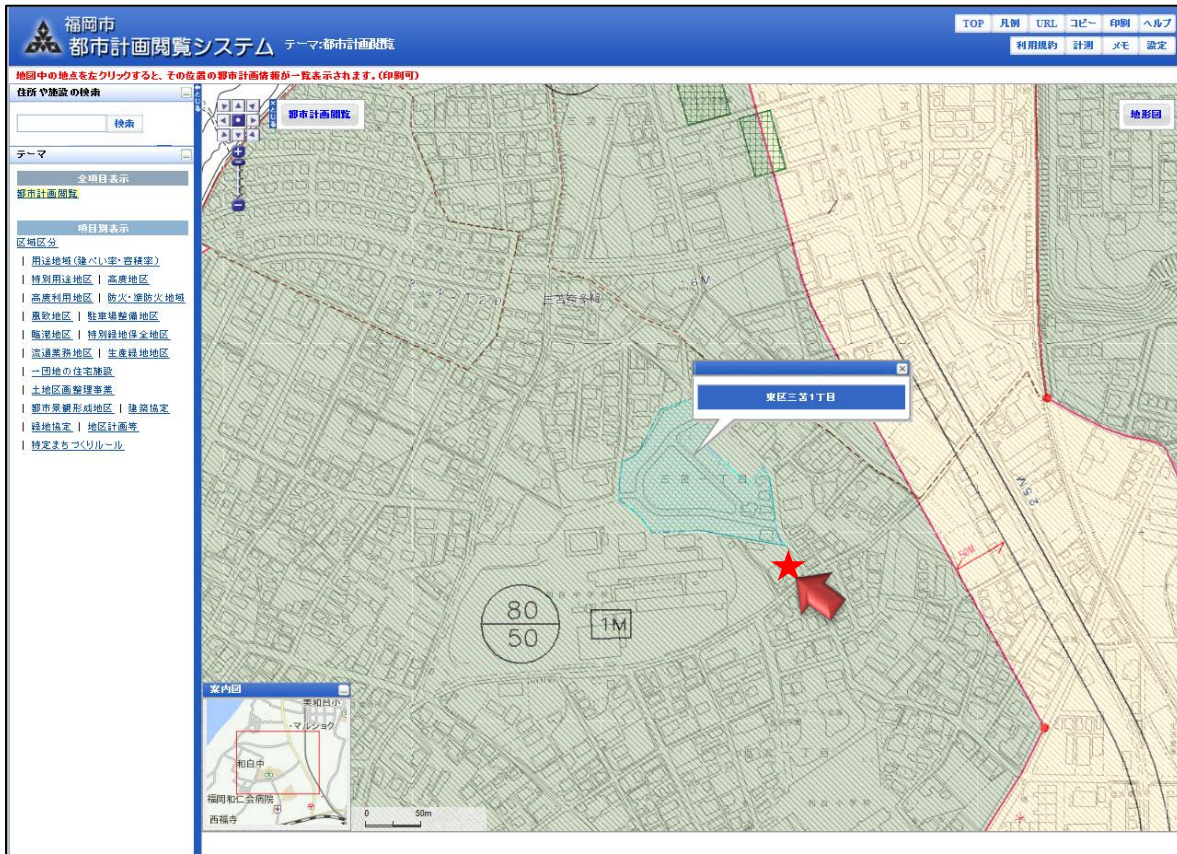


事業所開設予定地を検索します。

区町名等入力し、地図表示をクリックします。ここでは東区三苦1丁目に開設予定とします。



三苦1丁目付近の地図が表示されます。
 地図上から予定地を探しそこにポイントをあわせて、クリックします。ここでは★が予定地とします。



予定地の情報が表示されます。ここでは区域区分は「市街化区域」となっています。

都市計画情報検索結果

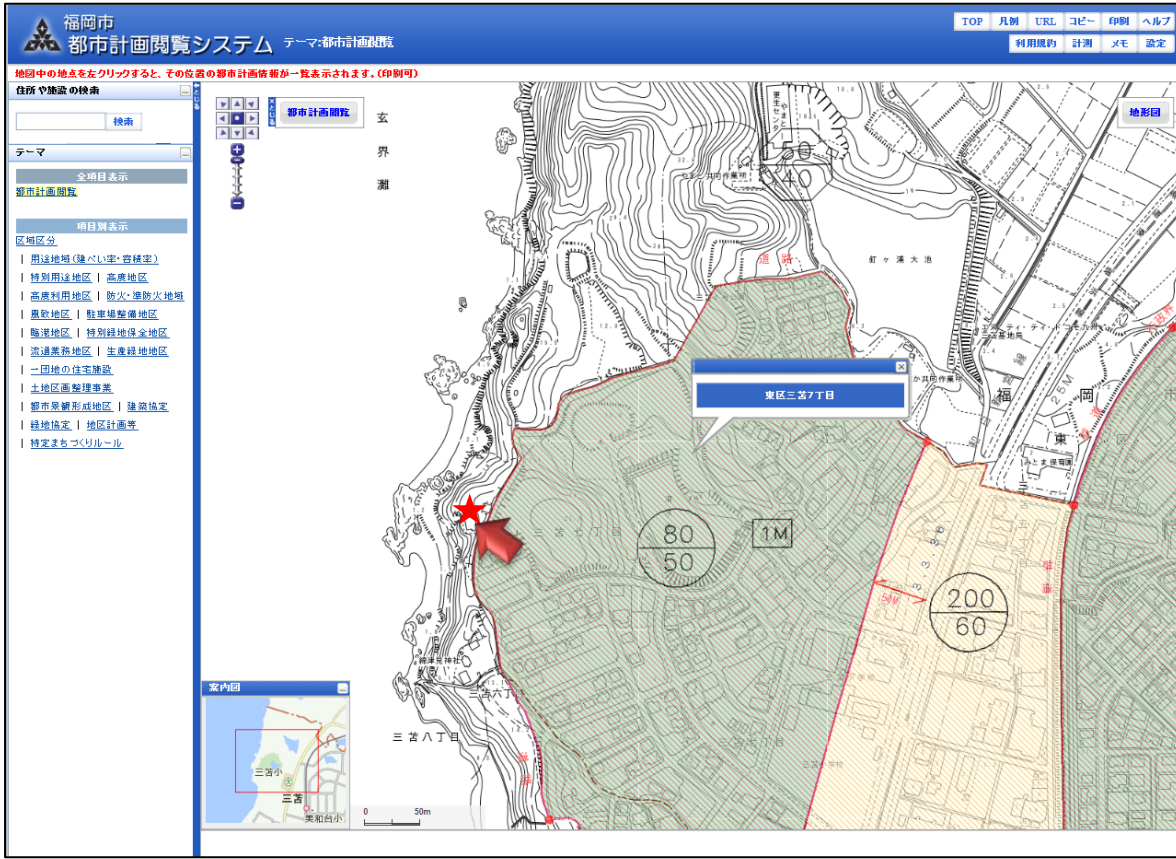
項目名	内容
区域区分	市街化区域
用途地域	第一種住居専用地域
建ぺい率(%)	50
容積率(%)	80
所要の歩道幅員(m)	1.0
建築物の最高高さ(m)	10
特別用途地区	計画建築制地区(用途に応じて建ぺい率・容積率が異なります)
高度地区	-
高度利用地区	-
防火・準防火地域	-
風致地区	-
駐車場整備地区	-
臨港地区	-
特別緑地保全地区	-
交通養育地区	-
生産緑地地区	-
一団地の住宅建設	-
土地区画整理事業	-
都市景観形成地区	-
建築協定	-
緑地協定	-
地区計画等	-
特定まちづくりルール	-
その他	市街化区域内で、防火地域及び準防火地域以外の区域は、建築基準法第22条の規定に基づく区域が指定されています。

図中の黒文字等は本部署の都市計画課です。
 上記情報は都市計画の内容を確認するためのものではありません。詳細は都市計画課でご確認ください。
 〒111-8501 東京都中央区本町1-1-1 国土院都市計画課
 ・市街化調整区域の建ぺい率・容積率については、建築協定にご確認ください(TEL:03-7114575(直通))
 ・注)パソコンの環境により、画面上や印刷時の縮尺が実際の縮尺と異なる場合があります。

平成28年1月4日

【市街化調整区域の場合】

ここでは★の予定地だったとします。★にポイントを合わせクリックします。



区域区分は「市街化調整区域」となっています。ここでは新規開設が認められず事業所指定できません。

福岡市 都市計画閲覧システム

印刷

都市計画情報検索結果

福岡市 都市計画課

都市計画情報: 三苫7丁目 縮尺: 1:2500

項目名	内容
区域区分	市街化調整区域
用途地域	-
建ぺい率(%)	40
容積率(%)	50
外壁の鉄筋距離(m)	-
建築物高さの最高限度(m)	-
特別用途地区	-
高層地区	-
高度利用地区	-
防火・準防火地域	-
風致地区	-
駐車場整備地区	-
臨海地区	-
特別緑地保全地区	-
流通業務地区	-
生産緑地地区	-
一団地の住宅建設	-
土地区画整理事業	-
都市景観形成地区	-
建築協定	-
緑地指定	-
地区計画等	-
特定まちづくりルール	-
その他	市街化区域内で、防火地域及び準防火地域以外の区域は、建築基準法第22条の規定に基づく区域が指定されています。

※印の欄は詳細は市街化調整区域の都市計画図で確認ください。
 ・上記情報は都市計画図の情報を基に作成されています。詳細は都市計画課でご確認ください。
 〒815-0852 福岡市中央区三苫一丁目1番1号 TEL:092-711-4510(直通)
 ・市街化調整区域の案内は市街化調整区域の都市計画図で確認ください。TEL:092-711-4510(直通)
 ・ご利用の際は、画面と印刷物の縮尺が異なる場合があります。

平成23年1月4日